

《 重要事項説明書（定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 》

《 1 事業所概要 》

①事業所情報

事業所名	リリィベル岡山東
所在地	岡山県岡山市東区松新町206-1
連絡先	086-237-1165
管理者名	三輪 友紀（みわ ゆき）
サービス種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）
介護保険指定番号	3390103426
サービス提供地域	岡山市東区

※サービス提供地域に関して、提供地域外の方はご相談ください。

②営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間
その他	

③職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	職員の管理、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、法令遵守やその他の管理を一元的に行う。	常勤1名
計画作成責任者	計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行う。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用申し込みに係る調整・訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。	常勤1名以上
オペレーター	事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理。 また、定期巡回サービスを行う。	常勤1名以上
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	定期的な巡回により、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援を行う。	サービスを提供するための必要数以上
随時対応サービスを行う訪問介護員等	利用者からの通報によりその利用者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等を行う。	提供時間帯を通じて1名以上

④事業目的・運営方針

事業目的	要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の円滑な事業運営を図るとともに、利用者 の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	本事業は在宅生活を支えるために必要な時に、必要な介護・看護サービスを包括的かつ継続的に提供する。

《 2 提供するサービスの内容及び費用について 》

①提供するサービス内容について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	①指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要やサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。 ②計画作成責任者は、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して、居宅サービス計画に沿った定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、利用者及びその家族同意確認を得ながら作成する。 ③計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者及びその家族、居宅介護支援事業所との相談の上、利用者が希望する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更にも対応する。 ④計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿ったサービスを提供するために、訪問介護員に対し、サービス提供会議を適宜開催する。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容	①定期巡回サービス 訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話をを行います。 ②随時対応サービス オペレーターが通報を受け、利用者の状況に応じてサービスの手配を行います。 ③随時訪問サービス オペレーターからの要請を受けて、随時、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話をを行います。 ④訪問看護サービス 看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話または診療の補助を行います。 *1～3のサービスを提供し、4のサービスは、連携先の訪問看護事業所が提供します。

②訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

③介護保険給付サービス利用料金

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型）

要介護度	利用者負担額/月			基本単位/月	利用料/月
	1割負担	2割負担	3割負担		
要介護1	5,560円	11,120円	16,680円	5446	55,600円
要介護2	9,924円	19,848円	29,772円	9720	99,241円
要介護3	16,478円	32,956円	49,434円	16140	164,789円
要介護4	20,845円	41,690円	62,535円	20417	208,457円
要介護5	25,210円	50,420円	75,630円	24692	252,105円

※ 月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合日割り日額を乗じた利用料となります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型）（通所利用減算）

通所介護、通所リハビリテーション若しくは認知症対応型通所介護を利用している利用者は、所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に以下の単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とします。

要介護度	利用者負担減算額/回			基本単位/回	利用料/回
	1割負担	2割負担	3割負担		
要介護1	63円	126円	189円	62	633円
要介護2	113円	226円	339円	111	1,133円
要介護3	187円	374円	561円	184	1,878円
要介護4	237円	474円	711円	233	2,378円
要介護5	286円	572円	858	281	2,869円

④加算料金

加算項目	単位	基本料金（1割負担の場合）
初期加算	30/日	30 円
サービス提供体制強化加算		
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	単位/月×22.4%	左記の単位数×10.21円×10%＝料金
同一建物減算（Ⅲ）	当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は1月につき利用料6,126円(利用者負担：1割612円、2割1,225円、3割1,837円)が減額となります。	

※初期加算は、当事業所の利用を開始した日から30日以内の期間について算定します。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。尚、区分支給限度基準額の対象外となります。

⑤交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1kmにつき	20円 (要相談)
-----	--------	--------------

⑥キャンセル料金

1.ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合は無料

2.ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合、料金1,000円。

※ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂戴する場合があります

※キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

⑦利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月20日までに請求書を送付いたしますので、当月末日までに、あらかじめ指定された方法でお支払いください。

《 3 サービスの提供にあたって 》

- 1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- 3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明いたします。その内容及び支払いに同意される場合は、同意する旨の文書に署名（記名押印）をいただきます。
- 4) サービス提供は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に基づいて行います。なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- 5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- 6) 衛生管理等
 - ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
 - ②事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- 7) 緊急時の対応方法について
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに、利用者に容態に変化あった場合は、事前の打ち合わせに基づき、主治医、救急隊、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
- 8) 事故発生時の対応方法について
利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

《 4 サービス提供に関する相談、苦情について 》

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ①提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。
- ②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 1, 担当者は直ちに利用者側と連絡をとり、直接利用者宅に行くなどして事情を聞き、苦情の内容の詳細を確認する。
 - 2, 担当者は苦情の内容を管理者に報告し、管理者は担当者を含む全社員を招集、苦情処理に向けた検討会議を開催する。
 - 3, 検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、管理者は必ず翌日までに具体的な対応を指示する。
 - 4, 担当者は利用者宅を訪問し報告、謝罪するとともに、検討結果を説明する。
 - 5, 担当者は苦情処理結果記録を台帳に記載、5年以上保存する。管理者は再発防止に努めるよう全職員に徹底する。

当事業所連絡窓口（相談：苦情：キャンセル連絡等）	
電話番号	086-237-1165
担当部署	リリィベル岡山東
担当者	三輪 友紀 ・ 井上 妙子
受付時間	午前 8:30 ～ 午後 5:30

【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会（相談：苦情連絡等）	
電話番号	086-223-8811
担当部署	介護保険課（介護サービス苦情処理）
受付時間	月～金 午前 9:00 ～ 午後 5:00（祝日を除く）

【市町村の窓口】 岡山市役所	
電話番号	086-803-1240
担当部署	介護保険課
受付時間	月～金 午前 8:30 ～ 午後 5:15（土日祝・12/29～1/3を除く）

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市町村でも受け付けております。

《 5 緊急時の対応 》

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

《 6 事故発生時の対応 》

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村の窓口】	
電話番号	086-212-1012
担当部署	岡山市事業指導課
受付時間	月～金 午前 8:30 ～ 午後 5:15（土日祝・12/29～1/3を除く）

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償責任 保険	保険会社名	公益財団法人 介護労働安定センター
	保険名	介護事業者賠償責任補償（介護サービス事業者賠償責任保険）
	補償の概要	介護サービス中における対人損害・対物損害に関わる補償
自動車保険	保険会社名	AIG損害保険株式会社
	保険名	総合自動車保険
	補償の概要	対人賠償・対物賠償・人身傷害補償・搭乗者傷害補償

《 7 サービスの第三者評価の実施状況について 》

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

◀ 8 重要事項説明の年月日 ▶

重要事項説明書の説明年月日		令和 年 月 日
【事業者】	所在地	岡山県岡山市東区松新町206-1
	法人名	株式会社リリィ・ベル
	代表者名	代表取締役 菅野 知昭
	事業所名	リリィベル岡山東 (指定番号3390103426)
	説明者氏名	

上記事業者より本書の説明を受け、同意しました。

【ご利用者様】	住所	
	氏名	
【代理人様】	住所	
	氏名	印 (続柄：)
	署名代行理由：	